

○太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）の課税について

太陽光発電設備も償却資産に該当し、固定資産税の課税の対象となる場合もあります。次の2つの表を参考に所有されている太陽光発電設備の設置状況を確認してください。課税の対象となる場合は、毎年1月末までに償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。

1 設置者及び発電規模別の課税区分

設置者	10kw以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kw未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人(住宅用)	家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して発電量の全量又は余剰を売電するための事業用資産となり、発電にかかる設備は課税の対象となります。	売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外となります。
個人(事業用)	個人の方であっても事業用に供している資産については、発電出力量や全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産をして課税の対象となります。	
法人	事業の用に供している資産になりますので、売電出力量や全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産をして課税の対象となります。	

2 売電に係る設備の部分別評価区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワ シ ョ ン ナ ー デ ィ	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材(屋根材等)として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所(地上や家屋の要件を満たしていない構築物など)に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

※「家屋」の表示がある場合は、家屋として評価の対象となります。償却資産としての申告は不要です。

※「償却資産」の表示がある場合は、償却資産に該当します。申告が必要です。